



宮 崎 県 公 報

令和6年4月1日(月曜日)号外 第17号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次

公安委員会規則

○地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………	1
○警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則……………	2

頁

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則の一部を改正する規則……………	2
監査委員公告	
○定期監査、随時監査及び行政監査の結果の公表……………	11
○監査結果に基づき講じた措置の公表……………	11
○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………	11
収用委員会告示	
○宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程……………	11

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第3号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則(令和2年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第3条関係) 特殊勤務手当認定要件表			別表(第3条関係) 特殊勤務手当認定要件表		
作業の種類	認定要件	備考	作業の種類	認定要件	備考
第1号の作業主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	[略]	この手当の対象となる職員は次に掲げる者とする。 (1) [略] (2) 生活安全部サイバー犯罪対策課又は刑事部捜査第一課に勤務する技術職員 (3) [略]	第1号の作業主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	[略]	この手当の対象となる職員は次に掲げる者とする。 (1) [略] (2) 生活安全部サイバー戦略局サイバー捜査課又は刑事部捜査第一課に勤務する技術職員 (3) [略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表 (第 2 条関係)			別表 (第 2 条関係)		
署名	交番、駐在所等名称	位置	署名	交番、駐在所等名称	位置
宮崎 北警 察署	[略] 花ヶ島交番 <u>和知川原交番</u> [略]	[略] 同 <u>和知川原 1 丁目</u>	宮崎 北警 察署	[略] 花ヶ島交番 [略]	[略]
宮崎 南警 察署	[略] 大塚台駐在所 <u>生目台駐在所</u> [略]	[略] 同 <u>生目台東 2 丁目</u>	宮崎 南警 察署	[略] 大塚台駐在所 [略]	[略]
[略]			[略]		
都城 警察 署	[略] 都城駅前交番 <u>中央交番</u> [略] 横市駐在所 <u>志比田交番</u> [略]	[略] 同 <u>前田町</u> [略] 同 <u>志比田町</u>	都城 警察 署	[略] 都城駅前交番 [略] 横市駐在所 [略]	[略]
[略]			[略]		
高鍋 警察 署	[略] 新富交番 <u>上新田駐在所</u> <u>新田駐在所</u> [略]	[略] 同 <u>新富町大字新田</u> 同 同	高鍋 警察 署	[略] 新富交番 [略]	[略]
日向 警察 署	[略] <u>曾根交番</u> 細島駐在所 平岩駐在所 <u>塩見駐在所</u> [略]	[略] 同 <u>大字平岩</u> 同 <u>大字塩見</u>	日向 警察 署	[略] <u>日知屋交番</u> 細島駐在所 [略]	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第 5 号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則 (昭和 40 年宮崎県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 1,216 円とし、朝食 340 円、昼食及び夕食 438 円を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。	警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,236 円</u> とし、朝食 <u>360 円</u> 、昼食及び夕食 438 円を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和6年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第6号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、<u>法に定めるもののほか</u>、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項、<u>第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(指示)</p> <p>第5条 <u>公安委員会</u>が法の指示及び点数の付与を行う基準は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、<u>法及び政令で使用する用語の例</u>によるほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項<u>又は第66条の2第1項の規定による指示をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 「<u>違反行為</u>」とは、<u>法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号への表行為の欄に掲げる行為をいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(指示)</p> <p>第5条 法の指示及び点数の付与を行う基準は、<u>次項から第5項までに掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>2 別表第1の1の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。</u></p> <p><u>3 別表第1の2の項に掲げる行為が行われた場合には、代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、次の事項に留意すること。</u></p> <p><u>(1) 代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。</u></p> <p><u>(2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと</u></p> <p>。</p> <p><u>4 別表第1の3の項に掲げる行為が行われた場合には、次の基準によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 違反の様態が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を払うものとする。</u></p> <p><u>イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。</u></p> <p><u>5 別表第1の4の項に掲げる行為が行われた場合には、次の基準によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、</u></p>

2 [略]

3 読替え後の道路交通法の規定による指示の対象及びその手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が、運転代行業務に関し最高速度違反行為をした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両につき代行業者が最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、指示書(別記様式第3号の2)を交付して行う。

(2) 随伴用自動車につき道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令(過積載車両に係る措置命令)がされた場合において、当該命令に係る随伴用自動車につき代行業者が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、指示書(別記様式第3号の3)を交付して行う。

(3) 代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が、運転代行業務に関し過労運転をした場合において、当該過労運転に係る車両につき代行業者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、指示書(別記様式第3号の4)を交付して行う。

(営業停止命令)

第7条 公安委員会が代行業者に対して行う営業停止命令は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。

2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 代行業者が、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反した場合。ただし、代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止を行わないことができるものとする。

(2) 自動車運転代行業者等(以下「代行業者等」という。)が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(30日以上の治療を要する人の傷害又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2の3の表に規定す

当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には法の指示を行うものとする。

(2) 前号以外の場合には、次のとおりとする。

ア 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。)に駐停車違反行為が1回以上行われている場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合には、注意又は法の指示を行わないものとする。

(4) 第1号又は第2号イの場合に行う法の指示においては、代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、その具体的は、別表第2のとおりである。

6 [略]

(営業停止命令を行う基準)

第7条 代行業者に対する営業停止命令は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。

2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うことができる。

(1) 代行業者が法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反した場合。ただし、代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2) 自動車運転代行業者等(以下「代行業者等」という。)が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は

る後遺障害をいう。以下同じ。)を起こした場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合
- ア 代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

- 3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、宮崎県知事から法第23条第2項の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 代行業者が、法第22条第2項の規定による指示に違反した場合。ただし、代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止を行わないことができるものとする。

(2) 代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項、第43条第1項又は第80条第1項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。ただし、代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、営業停止を行わないことができるものとする。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

- 4 次の各号に掲げる営業の停止を命ずる期間は、当該各号に定める日数を超えない範囲内のものとする。ただし、随伴用自動車が1台の場合で、当該日数が政令第5条第1項第2号、第3号又は第4号に定める上限の期間を越えるときは、当該上限の期間とする。

(1) 政令第5条第1項第2号の規定により営業停止を命ずる場合 別表第2の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、次の算式により算出した日数(小数点以下は切り上げる。)

算式

$$T = t (C + 9) / 10C$$

算式の符号

T 営業停止の期間

t 「期間」の欄に定める日数

C 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車

後遺障害(道路交通法施行令別表第2の3の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合
- ア 代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

- 3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、宮崎県知事から法第23条第2項の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合。ただし、代行業者の安全運転管理者又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2) 代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。ただし、代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

- 4 前3項の規定により営業停止命令を行う場合には、次の事項に留意するものとする。

(1) 累積点数の算出の基礎として代行業者に点数が付されるのは、次の場合に限られること(政令第5条第1項第1号)。

ア 代行業者が法の指示に違反した場合

イ 代行業者等が運転代行業務に関し読替え後の道路交通法の規定による指示に違反した場合

ウ 代行業者が法の指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該代行業者等により政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為がされたことである場合

(2) 累積点数は、政令第5条第1項第2号イからへまでに掲げる事由が生じた日から起算して過去2年以内に行われた違反行為のそれぞれについて代行業者に付された点数を合算することにより算出されるものであること(政令第5条第1項第2号)。

の台数

(2) 政令第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により営業停止を命ずる場合 別表第 3 の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号の算式により算出した日数（小数点以下は切り上げる。）

5 営業停止命令は、営業停止命令書（別記様式第 5 号）を交付して行うものとする。

(3) 代行業者が営業停止命令を受けたことがある場合には、当該命令を受ける前に行われた違反行為に付された点数は、以後の営業停止命令発動の根拠となる累積点数には含まれないこと（政令第 5 条第 1 項第 2 号）。

（営業停止の期間）

第 8 条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする。

(1) 政令第 5 条第 1 項第 2 号の規定により営業停止を命ずる場合

別表第 3 の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次の方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）

$$T = t (C + 9) / 10C$$

・ T = 営業停止の期間

・ t = 「期間」の欄に定める日数

・ C = 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

(2) 政令第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により営業停止を命ずる場合

別表第 4 の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号の方法により算出した日数

2 前項の規定にかかわらず、次のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第 5 条第 1 項第 2 号又は第 3 号若しくは第 4 号に定める上限の期間を超えることはできない。

(1) 違反行為の態様が著しく悪質であること。

(2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次のような事由があるときは、情状により、処分を軽減することができるものとする。

(1) 代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められること。

(2) 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じていること。

4 営業停止命令は、営業停止命令書（別記様式第 5 号）を交付して行うものとする。

第 9 条～第 12 条 [略]

第 8 条～第 11 条 [略]

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

項	行 為	備 考
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為 ○ 法第10条の規定に違反する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下命容認行為の禁止違反 ○ 名義貸し禁止違反
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の指示違反 ○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第6条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等虚偽記載 ○ 標識掲示等義務違反 ○ 変更届出義務違反 ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行 ○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者等講習受講義務違反 ○ 帳簿等備付け義務違反 ○ 立入検査拒否等
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐停車違反

別表第2（第5条関係）

運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為
に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。

運転代行業務従事者に対して、一定の期間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。

一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。

一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取り付けておくべきこと。

あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。

別表第3(第8条関係)

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第8条関係)

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

別記様式第3号の2から別記様式第3号の4までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 12 月 26 日から令和 6 年 3 月 8 日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により令和 5 年 9 月 7 日から令和 5 年 10 月 26 日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第 2 項の規定により令和 5 年 5 月 19 日から令和 6 年 3 月 8 日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 外 山 衛
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

監査委員公告

令和 6 年 1 月 4 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知

事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 外 山 衛
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の37第5項の規定により、包括外部監査人中原義博から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 外 山 衛
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

収用委員会告示

宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県収用委員会会長 増 田 良 文

宮崎県収用委員会告示第 1 号

宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程

宮崎県収用委員会運営規程（昭和44年収用委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会長等の互選)	(会長等の互選)
第 2 条 会長の互選は、 <u>無記名投票で行ない</u> 、有効投票の最多数を 得た者を当選人とする。この場合において、得票数が同じである 者が 2 人以上あるときは、くじで定める。	第 2 条 会長の互選は、 <u>委員の 2 分の 1 以上の出席による無記名投 票で行い</u> 、有効投票の最多数を 得た者を当選人とする。この場 合において、得票数が同じである者が 2 人以上あるときは、くじで 定める。
2 委員会は、委員に異議がないときは、前項の選出方法にかえて <u>指名推せん</u> の方法によることができる。	2 委員会は、委員に異議がないときは、前項の選出方法にかえて <u>指名推薦</u> の方法によることができる。
3 [略]	3 [略]
4 会長及び会長代理がともに欠けた場合において前 3 項の互選を <u>行なう場合は、最年長者が会議のとりまとめを行なうものとする</u> 。	4 会長及び会長代理がともに欠けた場合において <u>会長の互選を行 う場合は、第 4 条に規定する事務局職員が委員の参集を求めて、 互選のとりまとめは最年長者が行うものとする。</u>
5 [略]	5 [略]
	(事務局)
	第 4 条 法第 58 条第 3 項の規定により事務を整理する宮崎県県土整 備部用地対策課の職員を、宮崎県収用委員会事務局（以下「事務 局」という。）という。
	2 事務局職員は、次のとおりとする。
	(1) 事務局長（用地対策課課長）
	(2) 事務局長補佐（用地対策課課長補佐）
	(3) 事務局員（前 2 号以外の用地対策課の職員）

(会議等の招集)

第 4 条 会長が委員会の会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員会の審理を開催しようとする場合は、審理の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ当該審理を担当する委員に通知しなければならない。

第 5 条 [略]

(発言の許可)

第 6 条 審理に出席した者が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(傍聴)

第 7 条 審理を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、すべて会長の指示に従わなければならない。

2 会長が必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。この場合において、傍聴人は、委員会が発行する傍聴券の交付を受けなければならない。

3 [略]

(審理の秩序維持)

第 8 条 審理に出席する者及び傍聴人は、審理の場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会長の許可を受けずに写真、映画等を撮影すること。

(2) 会長の許可を受けずに放送、録音等を行うこと。

(3) 広告物、ビラ、ポスター、立看板その他これに類するものを配布し、又は展示すること。

(4) [略]

(職員の出席又は発言)

第 9 条 会長は、会議又は審理の都合により必要があると認めるときは、委員会の事務を整理する職員を会議又は審理に出席させ、会議又は審理に係る事項について説明させることができる。

(議事録)

第 10 条 委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び委員がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) [略]

第 11 条 土地収用法施行規則(昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「施行規則」という。)第 17 条の 3 に規定する公告は、宮崎県公報に登載して行なうものとする。

3 収用委員会で決定した事項の施行については、事務局において処理するものとする。

(会議等の招集)

第 5 条 会長が法第 5 章第 2 節に規定する会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、法第 5 章第 2 節に規定する審理(以下「審理」という。)を開催しようとする場合は、審理の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

第 6 条 [略]

(発言の許可)

第 7 条 審理に出席した者が発言しようとするときは、会長又は審理を指揮する指名委員(以下「審理を指揮する者」という。)の許可を受けなければならない。

(傍聴)

第 8 条 審理を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、すべて審理を指揮する者の指示に従わなければならない。

2 審理を指揮する者が必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。この場合において、傍聴人は、委員会が発行する傍聴券の交付を受けなければならない。

3 [略]

(審理の秩序維持)

第 9 条 審理に出席する者及び傍聴人は、審理の場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 審理を指揮する者の許可を受けずに写真の撮影、速記、録音、録画、放送又は配信すること。

(2) 審理を指揮する者の許可を受けずに広告物、ビラ、ポスター、立看板その他これに類するものを配布し、又は展示すること。

(3) [略]

(違反に対する措置)

第 10 条 審理を指揮する者は、前 3 条の規定に違反した者に対して、注意を促し、これを制止し、又は事務局職員等をして制止させるものとする。

2 審理を指揮する者は、前項の措置に従わない者に対し、法第 64 条第 3 項の規定により退場を命ずることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、審理の会場から速やかに退場しなければならない。

(事務局職員の出席又は発言)

第 11 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、事務局職員を会議に出席させ、会議に係る事項について説明させることができる。

2 審理を指揮する者は、審理において必要があると認めるときは、事務局職員を審理に出席させ、審理に係る事項について説明させることができる。

(議事録)

第 12 条 会議については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、会長及び会長が指名する出席した 2 人の委員がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(1)～(5) [略]

第 13 条 土地収用法施行規則(昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「施行規則」という。)第 17 条の 3 に規定する公告は、宮崎県公報に登載して行なうものとする。

<p>(会長専決事項)</p> <p>第12条 会長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 特別措置法第38条の2第4項の規定による公告</p> <p>(26)・(27) [略]</p> <p>(28) <u>宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)</u>に基づく保有個人情報の開示の請求等に関すること。</p> <p>(29) [略]</p> <p>(公印)</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>(会長専決事項)</p> <p>第14条 会長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 特別措置法第38条の2第5項の規定による公告</p> <p>(26)・(27) [略]</p> <p>(28) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)</u>に基づく保有個人情報の開示の請求等に関すること。</p> <p>(29) [略]</p> <p>(公印)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2 施行する文書には、公印を押さなければならない。ただし、法令等に別段の定めがある場合を除き、重要な文書以外の文書については、公印を省略することができる。</u></p>
---	---

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--